

**地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領**

1. 目的

本要領は、西海市（以下「本市」という。）が実施する「地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託」について、専門的知識及び企画提案力を有する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 公募の概要

(1) 業務名

地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 見積限度額

金15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

3. 業務の基本的な考え方

本業務は、単なるイベントやセミナーの開催を目的とするものではなく、地域課題の把握・整理を起点として、案件形成、ソフトウェア開発支援、導入・実装支援、事業化支援へとつなげることを重視する。

また、地域課題の整理を踏まえた案件形成及び新たな案件の発掘の双方を視野に入れつつ、受託者の知見、ネットワーク、支援実績等を活かした柔軟な支援を求めるものとする。

4. 参加資格等

(1) 参加者

本プロポーザルに参加できる者は、本市に入札参加資格者として認定されている者、又は、参加表明書の提出時までに本市の入札参加資格審査申請書を提出し、認められた者とする。

(2) 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当し、本業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

別紙1

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- イ 公告日から契約締結の日までの間において、西海市建設工事等請負業者指名停止措置要領の規定による指名停止措置を受けていない者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生計画又は再生計画の認可決定を受けている者を除く
- エ 西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）に規定する暴力団等に該当しない者
- オ 西海市発注における系列会社等の同一入札案件参加制限要領に該当しない者
- カ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者
- キ 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者
- ク 本業務に類する地域課題整理、事業化支援、伴走支援、デジタル活用支援等の業務を実施した実績又はこれに準ずる実施体制を有する者

5. 全体スケジュール（予定）

項目	期日等
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年5月25日（月）
参加表明書提出期限	令和8年6月5日（金）17時00分
参加資格審査結果通知	令和8年6月10日（水）
説明会	開催しない
質疑受付期限	令和8年6月16日（火）17時00分
質疑回答期限	令和8年6月19日（金）17時00分
企画提案書等提出期限	令和8年6月24日（水）17時00分
第1次審査（書類審査）	省略する
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月30日（火）
審査結果通知予定	令和8年7月2日（木）
業務委託契約締結	令和8年7月8日（水）

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

6. 担当部課

西海市 企画部 新産業推進課

住 所：〒857-2302 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地

電 話：0959-37-0076

F A X：0959-23-3101

電子メール：sangyou@city.saikai.lg.jp

7. 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 納税証明書（未納がない証明書）
- ウ 財務諸表（直近1年分。貸借対照表及び損益計算書）
- エ 会社概要が分かる資料（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年6月5日（金）17時00分（必着）

(3) 提出場所

前記6の担当部課

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。提出後は電話により着信確認を行うこと。なお、電子メールの件名は「プロポーザル参加表明書 [業務名称]」とすること。

電子メールで提出した参加表明書等については、企画提案書提出時に原本又は写しを併せて提出すること。

(5) 辞退方法

参加表明書提出後に辞退する場合は、企画提案書提出期限までに参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

8. 質疑の受付及び回答

(1) 提出書類

質疑書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和8年6月16日（火）17時00分

(3) 提出場所

前記6の担当部課

(4) 提出方法

電子メール又はFAXにより提出すること。電子メールの場合の件名は「質疑書 [業務名称]」とし、提出後は電話により着信確認を行うこと。

(5) 回答方法

質疑に対する回答は、令和8年6月19日（金）17時00分までに本市ホームページへ掲載する。なお、当該回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第7号）
- イ 企画提案書本編（任意様式）
- ウ 業務実施体制が分かる資料（任意様式）
- エ 業務実績が分かる資料（任意様式）
- オ 参考見積書（任意様式。見積内訳を含む）

(2) 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書は、仕様書の目的及び業務内容を踏まえ、少なくとも次の事項を含むこと。

- ア 業務の実施方針及び基本的な考え方
- イ 地域課題及び事業ニーズの把握・整理の手法
- ウ 案件形成の考え方及び進め方
- エ 伴走支援の内容及び手法
- オ 導入・実装支援の考え方
- カ 関係機関との連携の考え方
- キ 案件形成及び新たな案件の発掘に対する考え方
- ク 業務実施スケジュール
- ケ 実施体制及び担当者配置
- コ 本業務の目的達成に資する独自提案
- サ 参考見積額及び積算内訳

(3) 提出期限

令和8年6月24日（水）17時00分（必着）

(4) 提出場所

前記6の担当部課

(5) 提出方法

持参又は書留郵便等、提出期限内必着の方法によること。

(6) 提出部数

正本1部、副本6部
あわせて電子データを提出すること。

(7) その他

提出書類は A4 判を基本とし、やむを得ない場合を除き両面印刷とすること。必要に応じてインデックスを付すこと。

別紙1

10. 審査方法

(1) 審査方法

提案者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより総合的に審査する。

(2) 第1次審査

本プロポーザルにおいては、第1次審査（書類審査）は省略し、第2次審査において企画提案書等の審査及びプレゼンテーションを実施する。

(3) 参加者が1者のみの場合

参加者が1者のみの場合でも審査を実施するものとし、審査の結果、一定水準に達しない場合は選定しない。

11. 第2次審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日

令和8年6月30日（火）

(2) 実施場所

別途通知する

(3) 時間配分

ア プレゼンテーション 30分以内

イ 質疑応答 10分程度

(4) 出席者

1者3名以内とし、本業務を受託した場合に主として従事する者を含めること。

(5) 使用機材

プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル、延長コード等、本市が準備する機材は別途通知する。その他必要機材は提案者が準備すること。

(6) 留意事項

プレゼンテーションは提出済みの企画提案書に基づき実施し、資料の差替え及び追加配布は認めない。

別紙1

12. 評価基準

提案内容は、次に掲げる観点により総合的に評価する。

(1) 事業実績

類似業務の受託実績等からみて、本業務を確実に遂行できる能力を有しているか。

(2) 実施体制

業務の実施体制、責任者・担当者の配置、関係機関との連携体制等が的確かつ適正であり、業務が適切に実施できる体制が整っているか。

(3) 業務理解・実施方針

本業務の趣旨及び目的を十分理解し、地域課題の整理から案件形成、導入・実装、事業化支援までを見据えた実施方針となっているか。

(4) 地域課題把握・案件形成

地域課題及び事業ニーズの把握手法が適切であり、案件形成につながる具体的な提案となっているか。

(5) 伴走支援・導入実装支援

支援対象者への伴走支援、ソフトウェア開発支援、導入・実装支援の内容が具体的かつ実現性の高いものとなっているか。

(6) 事業化・売上化支援

売上、導入、実装、事業化につながる活動支援の考え方が適切であり、期待度・実現性の高い提案となっているか。

(7) 関係機関連携

商工会、金融機関、創業支援機関その他関係機関との連携の考え方が適切であり、事業化の実現性向上につながる提案となっているか。

(8) スケジュール

業務の進め方及びスケジュールが具体的かつ現実的であり、期間内に適切に実施できる内容となっているか。

(9) 独自提案

仕様書に記載された事項以外に、本業務の目的達成に有益な独自の提案がなされているか。

※配点は別紙2「業者選定要領」により定める。

13. 優先交渉権者の決定

- (1) 選定委員会が評価基準に基づき審査し、最も優れた提案者を第1優先交渉権者として選定する。
- (2) 次点者を第2優先交渉権者として選定することがある。
- (3) 同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。
- (4) 審査における最低基準点は、総得点の6割とし、全ての提案が最低基準点を下回った場合は候補者を選定しない。なお、最低基準点は、選定委員1人当たり100点満点とし、委員数に応じた総得点により算定するものとする。

14. 選定結果の通知

審査結果は、令和8年7月2日（木）に全提案者に対し書面で通知する。

また、必要に応じて本市ホームページ等において公表する。

15. 契約の締結

- (1) 本市は、第1優先交渉権者を契約候補者として決定し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 業務委託契約の締結日は、審査結果通知後7日以内とし、令和8年7月8日（水）を予定する。
- (3) 第1優先交渉権者が契約を締結しない場合又は契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、第2優先交渉権者を契約候補者として手続きを行うことがある。
- (4) 契約締結に至らなかった場合であっても、提案に要した費用は補償しない。

16. 留意事項

- (1) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正は認めない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的には使用しない。ただし、審査及び契約事務に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、契約者となった者が作成した提案書類については、本市が必要と認める場合に限り、当該提案者にあらかじめ通知した上で、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出された企画提案書は公開しないものとする。ただし、法令等に基づき開示する場合を除く。
- (7) 企画提案書の作成に当たり、第三者の権利を使用する場合は、提案者の責任と費用負担により必要な手続を行うこと。
- (8) 本要領に定めのない事項については、公平性を考慮のうえ、本市が適宜判断する。

17. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合

別紙1

- (2) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が見積限度額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、選定委員会において不相当と認められた場合